

累進歩合制度の廃止及び最低賃金確保に関わる意見

自交総連書記長 今村天次

I 累進歩合制度の廃止とそのための改善策

- 累進歩合制度については、「93号通達」(平成元年3月1日 基発第93号)に記されている「廃止するものとする」との趣旨のもとに、賃金制度改善のための行政指導がなされてきたが、それは実効性に乏しく、目に見える成果をあげきれていない問題がある。
その要因は、①累進歩合制度の判断基準が必ずしも明確とは言えず、行政指導上の統一性が図られていない、②実態に即した実効ある改善指導が不十分、③廃止の根拠が通達違背であり法違反そのものではない、ことなどがあげられる。
- 現行の判断基準は、「累進歩合給的な効果を生ずる一切の賃金制度」とされ、歩合給の額が非連続的に増減する「累進歩合給制」や歩合給の増減の非連続性がみられる「トップ賞」や「奨励加給」等が廃止の対象となっている。
現実の賃金制度の実態が極めて複雑なものとなって状況のもとで、A型あるいはAB型等の名称に関わらず、実態として「一定額の売上げ(足きり)を下回る場合は、オール歩合給計算としている賃金制度」については、累進歩合制度として廃止の対象とすべきである。(別添資料参照)
- この点では、「93号通達」策定時、「たとえば、月間水揚げ額が30万円に達すると基本給を15万円支給するが、30万円未満の場合には水揚げ額の40%を基本給とするというような賃金制度についても、その効果は累進歩合制とみられる」(=新版自動車運転者労務改善基準の解説、平成元年7月15日発行)とした判断基準を踏まえるべきであり、あらためてガイドライン等の形で明確にすべきである。
- 「足きり以下をオール歩合給計算とする賃金制度」は、現状において最低賃金法違反及び割増賃金不払い(労働基準法第37条違反)の温床となっている実態がある。
- したがって、“通達違背だから行政指導にも限界がある”等の姿勢を改め、法違反の改善と賃金制度そのもの改善の課題を結合し、実効性を担保すべきである。なおかつ、それでも実効性が担保されないとすれば、法制化をもって累進歩合制度の廃止を実現すべきである。

II 最低賃金の確保と実効性

表記の問題については、前回の懇談会で示した「最低賃金法とタクシー賃金制度改善の方向性」の趣旨と変わってはいない。大綱、以下の意見である。

- 「オール歩合給」賃金や「足きり以下をオール歩合給計算とする賃金制度」で売上げが一定額を切ると、「最低賃金との差額」における保障義務が発生する。とくに累進歩合制度においては、この悪弊が著しい。
しかし、実態は、最低賃金法違反の場合、労働行政をして違反が事実として確認された個別のケースを除いては、まったく放置されたままである。さらに、個別の違反が「最低賃金との差額払い」によって一時的に解決されたとしても、違反を引き起こす根本的な背景要因となっている賃金制度そのものが改善されなければ、真の解決とはなりえない問題がある。
- “差額分が発生したら支払う”といった対応は改められるべきであり、あらかじめ最低賃金を下回らない固定給部分を制度化し、それに歩合給部分を併給する等の賃金体系を検討すべきではないか。関係法令を遵守する経営姿勢を堅持し、最低限の賃金保障にむけて努力する意思さえあれば、実現可能なものになりうると考える。
- 今日段階において、最低賃金法違反を意図的に免れるために、駅待ちや辻待ちの待機時間を労働時間として取り扱わず、月間実労働時間からカットして賃金計算するケースが広がっている。労働行政は、こうした脱法行為を見逃さず、毅然たる徹底指導を強化すべきである。
- より悪化している賃金・労働条件の背景には、地域経済の危機とそのもとでの供給過剰状態の深刻化、経営環境の熾烈さがある。こうした事情を反映し、事業者の中には、申告にもとづく監督署からの法違反の改善措置における指導を受けて、事業存続を断念し廃業の道を選択するといった事例も発生している。
したがって、最低賃金法違反及び累進歩合制度の廃止等の対策については、地域的に一掃する具体的な対応手段を講じることはもとより、労働条件の改善に寄与する減車の実現、運賃競争の抑制などの課題と結合した対策を講じなければ、実効をあげることはできないと考える。

賃金表(AB型)

	固定給部分					歩合給	賃金計	賃率	賞与 (含む退職金)	賃率	合計	賃率
	基本給	精勤	無事故	家族手当	小計							
試用	147,000	7,000	15,000		169,000	43%						
足切以下の取扱 運収が 0円以上25万円未満 40% 運収が25万円以上35万円未満 45%												
350,000	131,500	10,000	15,000	1,000	157,500	0	157,500	45%	17,500	5.0%	175,000	50.0%
360,000	131,500	10,000	15,000	1,000	157,500	4,500	162,000	45%	18,000	5.0%	180,000	50.0%
370,000	131,500	10,000	15,000	1,000	157,500	9,000	166,500	45%	18,500	5.0%	185,000	50.0%
380,000	131,500	10,000	15,000	1,000	157,500	13,500	171,000	45%	19,000	5.0%	190,000	50.0%
390,000	131,500	10,000	15,000	1,000	157,500	18,000	175,500	45%	19,500	5.0%	195,000	50.0%
400,000	131,500	10,000	15,000	1,000	157,500	22,500	180,000	45%	24,000	6.0%	204,000	51.0%
410,000	131,500	10,000	15,000	1,000	157,500	27,000	184,500	45%	24,600	6.0%	209,100	51.0%
420,000	131,500	10,000	15,000	1,000	157,500	31,500	189,000	45%	25,200	6.0%	214,200	51.0%
430,000	131,500	10,000	15,000	1,000	157,500	36,000	193,500	45%	25,800	6.0%	219,300	51.0%
440,000	131,500	10,000	15,000	1,000	157,500	40,500	198,000	45%	26,400	6.0%	224,400	51.0%
450,000	131,500	10,000	15,000	1,000	157,500	45,000	202,500	45%	31,500	7.0%	234,000	52.0%
460,000	131,500	10,000	15,000	1,000	157,500	49,500	207,000	45%	32,200	7.0%	239,200	52.0%
470,000	131,500	10,000	15,000	1,000	157,500	54,000	211,500	45%	32,900	7.0%	244,400	52.0%
480,000	131,500	10,000	15,000	1,000	157,500	58,500	216,000	45%	33,600	7.0%	249,600	52.0%
490,000	131,500	10,000	15,000	1,000	157,500	63,000	220,500	45%	34,300	7.0%	254,800	52.0%
500,000	131,500	10,000	15,000	1,000	157,500	67,500	225,000	45%	40,000	8.0%	265,000	53.0%
}												
550,000	131,500	10,000	15,000	1,000	157,500	90,000	247,500	45%	49,500	9.0%	297,000	54.0%
}												
600,000	131,500	10,000	15,000	1,000	157,500	112,500	270,000	45%	60,000	10.0%	330,000	55.0%
}												
650,000	131,500	10,000	15,000	1,000	157,500	135,000	292,500	45%	65,000	10.0%	357,500	55.0%

【備考】

- 1.本賃金(A+B型)は、一運賃一賃金制であり、賞与退職金を含むものとする。
- 2.本賃金の基本給、精勤手当、無事故手当及び全ての賃金には残業給、同割増給及び深夜割増給を含むものである。
- 3.諸手当の取扱について。
 - (1)精勤手当は、満勤10,000円 1欠5,000円 2欠0円
 - (2)無事故手当は、無事故者に限り支給する。
- 4.足切以下の運収者は、全ての賃金を含み上記の通りとする。
- 5.本賃金は、各営業係(乗務員)の通常運収のみを計算対象とする。
- 6.有給手当は、標準報酬日額とする。
- 7.賞与(含む退職手当)の精算日は次の通りとする。

(貸付金精算)	第 回	月～	月の	ヶ月間	月	日支給	
	第 回	月～	月の	ヶ月間	月	日支給	年 回支給精算
	第 回	月～	月の	ヶ月間	月	日支給	
- 8.公出手当は55%で計算し、現金支給するが、それぞれの月に源泉課税の上控除する。
- 9.特別加給金については、特別加給金に関する協定に基づき支給する。